

## 世帯の人数による個人住民税（均等割）の非課税と同等の水準となる収入の目安

R3.1月以降のコロナの影響を受け家計が急変した令和3年1月～令和4年2月までの任意の1ヵ月の収入を12倍した金額が年間収入見込額となります。

申請者と配偶者の収入の高い方の年間収入見込額と下表の該当するご自身の世帯の人数（※）欄の収入の目安を比べ、基準以下となれば給付金を受給できます。

※配偶者のR3.1月以降の年間収入見込額（令和3年1月～令和4年2月までの任意の1ヵ月の収入を12倍した金額）が103万円を超過している場合は、世帯の人数には含めません。

（例）父+母（配偶者）103万円超過+子3人の5人家族でも世帯の人数は4人となります。

この場合、年間の収入の目安は2,327千円となります。

単位：千円

世帯の人数	家族構成例	所得の目安	収入の目安
2	父または母+子1人など	919	1,469
3	父母+子1人 父または母+子2人など	1,234	1,877
4	父母+子2人 父または母+子3人など	1,549	2,327
5	父母+子3人 父または母+4人など	1,864	2,777
6	父母+子4人 父または母+子5人など	2,179	3,227
7	父母+子5人 父または母+子6人など	2,494	3,667
8	父母+子6人 父または母+子7人など	2,809	4,061
9	父母+子7人 父または母+子8人など	3,124	4,455

世帯の人数は、以下の合計人数です。

- ・申請者本人
- ・同一生計配偶者（収入見込額103万円以下の者）
- ・扶養親族（18歳未満（障がい児の場合20歳未満）で父母に養育されている者）

※申請者が申請時点で、障がい者、未成年者の場合は、非課税収入限度額は204,3万円となります。

【問い合わせ先】 浜松市役所子育て支援課  
子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）担当  
TEL：053-457-2792（受付時間：平日8：30～17：15）